平成２４年（フ）第９０９号
京都市上京区蘆山寺通大宮西入２丁目中社町357番地
破産者　株式会社中野
1　決定年月日　平成25年12月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第７９号
奈良市登美ヶ丘３丁目11番８号
破産者　株式会社ジョリー
1　決定年月日　平成25年12月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第８９号
徳島県徳島市南佐古八番町５番21号
破産者　アイ設備株式会社
1　決定年月日　平成25年12月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３１号
高知県須崎市南古市町３番８号
破産者　株式会社倉内
1　決定年月日　平成25年12月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
高知地方裁判所須崎支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２４年（フ）第３２号
奈良県香芝市狐井268番地、開始決定時の住所奈良県香芝市磯壁４丁目121番地２サンライズウエダ102号
破産者　芳林　正勝
1　決定年月日　平成25年12月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第９８１号
北海道恵庭市黄金北４丁目３番地70
破産者　松村　美貴
1　決定年月日　平成25年12月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１１０７号
札幌市北区屯田３条５丁目12番17号
破産者　清水　伸一
1　決定年月日　平成25年12月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第５２５号
神奈川県大和市中央林間２丁目17番17号　サンアリーナ中央林間502号
破産者　山田洋一郎
1　決定年月日　平成25年12月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第５８６号
愛知県あま市木田宮西51番地２
破産者　渡邉　ミヨ
1　決定年月日　平成25年12月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２１号
大阪府岸和田市野田町２丁目３番19号、開始決定時の住所大阪府岸和田市藤井町３丁目３番22号
破産者　安原　　学
1　決定年月日　平成25年12月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第４１号
大阪府堺市南区赤坂台２丁５番３―301号、開始決定時の住所大阪府和泉市伏屋町１丁目12―39、開始決定時の住民票上の住所大阪府和泉市伏屋町１丁目12番54号
破産者　渡辺　　亮
1　決定年月日　平成25年12月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第８１号
兵庫県豊岡市竹野町轟216番地の２
破産者　木下石油店こと　木下　　肇
1　決定年月日　平成25年12月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２３年（フ）第１２４７号
山口県下関市武久町１丁目69番35―205号、開始決定時の住所広島市西区草津南１丁目７番４―102号
破産者　西本　隆彦
1　決定年月日　平成25年12月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第４６１号
北海道旭川市豊岡８条２丁目２番23号
破産者　坂本　正美
1　決定年月日　平成25年12月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１９０号
北海道旭川市東３条２丁目１番６号　ロングライフ旭川303号室
破産者　吉井　　優
1　決定年月日　平成25年12月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１４９３号
横浜市戸塚区戸塚町4670番地１　相光マンションとつか604号
破産者　沼田　博史
1　決定年月日　平成25年12月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第５７１号
新潟県五泉市村松甲1829番地
破産者　佐藤　慶三
1　決定年月日　平成25年12月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部